



はがタウン インフォメーション

お知らせ

期日前投票がスムーズになります

町選挙管理委員会

☎028(677)1111

今夏執行予定の国政選挙から、投票所入場券の裏面が期日前投票の宣誓書になります。期日前投票をする人は、あらかじめ宣誓書に記入の上、会場にお越しください。

投票所に土足入場できるようにします

町選挙管理委員会

☎028(677)1111

これまで一部の投票所を除き靴を脱いで入場していましたが、今夏執行予定の国政選挙から、専用

のマット等を設置することで土足で入場できるようになります。

土砂の埋立て等の規制

町環境対策課環境対策係

☎028(677)6041

町では土壌汚染や災害の発生を防ぐため、条例により、土砂の埋立て、盛土および一時堆積等に必要の規制を設けています。土砂等により500平方メートル以上3,000平方メートル未満の面積の埋立て等を行う場合は、町の条例に基づく許可を受ける必要があります。

許可の手続きや相談は、環境対策課にお問い合わせください。

なお、3,000平方メートル以上の場合は、県への許可申請が必要です。

自動車税の納付を忘れていませんか

真岡県税事務所収税課

☎0285(82)2253

自動車税の納期限（5月31日）が過ぎましたが、納税はお済みでしょうか。お済みでない人は、すみやかに納税されますようお願いいたします。7月の督促状発送後、納付されないままですと滞納処分（財産差押え、捜索、タイヤロック）の対象となります。

ごみの野外焼却禁止

町環境対策課環境対策係

☎028(677)6041

家庭でごみの野外焼却をして、煙や臭いで周辺の人に迷惑をかけていませんか。

ごみの焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一部の例外を除いて禁止されています。

住みよい生活環境づくりのため、家庭から出る燃えるごみは、燃えるごみの収集日に出しましょう。

生ごみ資源化処理機材購入費補助金

町環境対策課環境対策係

☎028(677)6041

生ごみ処理機材を購入された費用を補助します。

要件/①町内に住所があり、かつ居住している人②処理機材を設置できる敷地がある人③処理機材でできた堆肥を家庭で使用する人④町税を滞納していない世帯

対象/コンポスト容器:購入額の2分の1以内で上限5,000円、処理機材:購入額の2分の1以内で上限30,000円、生ごみ堆肥化用有機質資材:購入額の2分の1以内で上限1,000円

提出書類/申請書、領収書のコピー、請求書

犬猫避妊等手術費補助金

町環境対策課環境対策係

☎028(677)6041

愛犬、愛猫に避妊手術、去勢手術を行う飼い主に対し補助金を交付します。

要件/①飼い主が町内に住所があり、町税を滞納していない②販売目的で飼養している犬猫でない③犬の場合は、町に畜犬登録し、狂犬病予防接種を受けている④芳賀郡内（真岡市含む）の獣医師の手術を受けている

金額/避妊手術（メス）犬5,000円、猫4,000円、去勢手術（オス）犬猫とも3,000円

介護支援専門員実務研修受講試験

町社団法人とちぎ健康福祉協会

☎028(650)5587

日時/10月2日(日)10:00~12:00
場所/宇都宮大学峰キャンパス、とちぎ健康の森

申込書配布場所/町高齢者支援課窓口、各健康福祉センターなど

受験料/7,700円

申込/申込書に同封の封筒で簡易書留にて送付

受付期間/6月13日(月)~6月30日(木)当日消印有効

漏水調査を実施しています

町芳賀中部上水道企業団施設係

☎028(677)1953

道路上と、道路から水道メーターまでの漏水調査を行います。この調査で、お客様から費用をいただくことはありません。調査員は、腕章を付け身分証を携帯しています。不審に思われましたら、お問い合わせください。

調査期間/8月下旬頃まで

調査地域/芳賀町全域

調査委託業者/株式会社サンスイ

6月議会定例会の日程

町議会事務局 ☎028(677)6023

期日	時間	内容
6月6日(月)	10:00~	開会、提案理由の説明、同意案件の採決
6月7日(火)		休会
6月8日(水)	10:00~	一般質問
6月9日(木)	10:00~	報告案件の質疑、その他の議案の質疑・討論・採決、常任委員会の閉会中の所管事務調査の申し出、閉会

《一般質疑》

1 石川保議員

- 芳賀台の住環境も含む開発について
- 公共下水道事業の今後の進展、計画について

2 北條勲議員

- 小・中学校入学時の保護者負担軽減について
- AEDの屋外移設について

3 小林一男議員

- 財政について

4 岩村治雄議員

- 空き家対策について



Hondaの新車購入に補助金を交付します

町商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018

町民または町内に事業所を有する中小企業が本田技研工業製の次の対象自動車（新車）を購入した場合に、補助金（現金または商品券）を交付します。個人・法人とも補助は1台限りです。

対象自動車	本田技研工業株式会社製の新車（普通乗用車・小型自動車・軽自動車いずれも四輪以上のもの） ※新古車・リースは対象外
新規登録日	自動車検査証の新規登録日が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
助成内容	現金3万円または芳賀町共通商品券3万円
交付条件	町税を完納していること（申請書類の確認と審査を行い、適正と認められた場合に交付）
受付期間	平成29年3月31日(金)まで ※先着120台
申請方法	①芳賀町新車購入費補助金交付申請書兼請求書②購入契約を証する書類の写し(注文書、クレジット契約書など) ③新車の自動車検査証の写し④運転免許証の写し⑤印鑑を商工観光課に持参 ※申請書は商工観光課窓口または町ホームページに掲載
受取方法	口座振込または芳賀町共通商品券のどちらかを選択